

「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（抄）
（平成20年3月25日閣議決定）

措置事項

7 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備
外国人研修・技能実習制度の見直し

c 実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用

研修生に対し，非実務研修（いわゆる座学研修）に加え，実務研修を実施する場合，原則として，実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし，労働法上の保護が受けられるようにすべきであり，当該措置の実施に当たっては，出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」の取扱い及びその位置付けとの関係を整理する等必要な措置を講じる。また，制度の円滑な運営のために必要な措置を併せて講じる。【遅くとも技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法令の施行までに措置】

d 技能実習生に係る在留資格の整備

技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から，出入国管理及び難民認定法別表第一に，技能実習に係る在留資格を早急に整備する。【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】

e 法令以外の規定に基づく規制等の見直し

受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について，現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」，「技能実習制度推進事業運営基本方針」，「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから，これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。

その際は，受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに，当該不正行為の程度や内容に応じて，例えば，重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして，規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。【技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法の施行までに措置】